

北海道歯科保健医療推進計画「8020歯っぴいプラン」の計画期間延長について

R3.11.24

国は、本年9月、「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の目標・計画について、期間を1年延長し、令和5(2023)年度までとすることを決定。

本決定を踏まえ、北海道歯科保健医療推進計画についても計画期間を1年延長し、令和5年度を終期とする。

【国における延長理由】

令和6年度から新たな計画期間に入る医療計画や医療費適正化計画、介護保険事業支援計画の期間と調和を図るため。

※参考

健康日本21（第二次）も、医療計画等と計画期間を一致させ、自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を実施するため、令和4年度の終期を1年間延長。

⇒北海道健康増進計画（すこやか北海道21）も計画期間を1年延長

【現計画の目標年度及び数値目標】

今回の改正により、北海道歯科保健医療推進計画の期間は、平成30年度から令和5年度末までの6年間となるが、目標年度は再設定せず、従前からの目標達成に向けて取組を継続する。